

行橋市女性人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市男女共同参画を推進する条例(平成 16 年行橋市条例第 15 号。)第 11 条に定める政策決定過程への女性の参画を促進するため、各専門分野において識見または経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性委員の積極的登用をめざし、行橋市女性人材バンク(以下「女性人材バンク」という。)の設置、運営、管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置主体)

第2条 女性人材バンクの設置主体は、行橋市とする。

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクへ登録できる者は、18 歳以上の女性で、次に掲げる各号すべてを満たす者とする。

- (1) 本市に在住、在勤、在学または団体等の活動拠点を有する者
- (2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者
- (3) 教育、福祉、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で何れかの専門的な知識もしくは活動実績のある者または有識者もしくは資格を有する者
- (4) 本市の一般職員(嘱託職員、臨時職員を除く。)、常勤の特別職の職員または地方公共団体の議会議員及び国会議員でない者

2 女性人材バンクへ登録できる団体は、本市に活動拠点を有し、次に掲げる各号すべてを満たす団体とする。

- (1) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる団体
- (2) 継続して1年以上の活動実績がある団体
- (3) 会則、規約またはこれに類するものを有する団体
- (4) 特定の政治活動、宗教活動および専ら営利活動を目的としない団体

(登録の方法)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を行橋市女性人材バンク登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に記入し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名または名称
- (2) 申込者の生年月日
- (3) 申込者の住所
- (4) 申込者の電話番号、その他の連絡先
- (5) 申込者の社会生活等
- (6) 申込者の審議会等の委員への参加の有無およびその所属した機関の名称
および委嘱の期間
- (7) 申込者の所属・活動団体の名称
- (8) 申込者の資格、職歴等
- (9) 市民活動、まちづくり活動等に参加した経験のある場合は、その内容等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が女性人材バンクの運営上必要と認めた
事項

2 前項の場合においては、自薦および他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は、本人の承諾を得なければならない。

3 女性人材バンクへの登録を希望する団体(以下「申込団体」という。)は、次の各号に掲げる事項を行橋市女性人材バンク団体登録申込書(様式第2号。以下「団体申込書」という。)に記入し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込団体の名称
- (2) 申込団体の代表者の氏名
- (3) 申込団体の代表者の連絡先
- (4) 申込団体の活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が女性人材バンクの運営上または登録管

理上必要と認めた事項

- 4 市長は、前項に規定する申込書および団体申込書を受理したときは、これを速やかに審査し、当該申込者を女性人材バンクに登録するか否かを決定し、その結果を行橋市女性人材バンク登録決定(不決定)通知書(様式第3号)により当該申込者に通知する。
- 5 女性人材バンクに登録しない決定をした申込者に対しては、市長は、前項の通知をするにあたり、その理由を付さなければならない。

(台帳の登録)

第5条 市長は、前条第3項の規定により、申込者および申込団体を女性人材バンクに登録することを決定したときは、行橋市女性人材バンク登録台帳(様式第4号以下「登録台帳」という。)に当該申込者および申込団体に関して申込のあった事項を登録する。

(登録の期間等)

第6条 女性人材リストの登録の期間は、登録した日から当該登録台帳に登録された者(以下「被登録者」という。)及び登録された団体(以下「被登録団体」という。)から登録の抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、申込書(様式第5号)により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に関わらず、登録が不相当と認めるときは、これを抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により抹消した場合は、文書により被登録者及び被登録団体に通知する。

(登録内容の変更等)

第7条 被登録者及び被登録団体は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申出なければならない。

- 2 前項の申出は、申込書(様式第6号)により行うものとする。
- 3 被登録者及び被登録団体が登録内容の変更または削除を申出たときは、市長

は速やかにこれを変更し、削除する。

- 4 前項に規定する場合のほか、市長は、情報が事実と反することが判明したとき、または長期にわたって利用されていないと認めるときは、職権でこれを抹消することができる。

(登録台帳の管理)

第8条 市長は、登録台帳を総務部人権男女共同参画課長(以下「管理者」という。)に管理させるものとする。

- 2 管理者は、登録台帳を行橋市個人情報保護条例(平成13年条例第21号)に基づき、厳重に管理しなければならない。

- 3 管理者は、登録台帳の個人情報を委員等の選出以外の目的のために使用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 被登録者本人の同意があるとき

- (2) 公益上の必要、その他相当の理由があると市長が認めるとき

(登録台帳の閲覧)

第9条 審議会等の委員を選出しようとする課もしくは室または出先機関の長等(以下「審議会等担当課長等」という。)は、登録台帳を閲覧しようとするとき、管理者に対して行橋市人材バンク登録台帳閲覧簿(様式第7号)に必要な事項を記入しなければならない。

- 2 審議会等担当課長等は、当該閲覧によって得た情報を、委員の選出以外の目的に使用してはならない。

- 3 審議会等担当課長等は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに管理者に通知しなければならない。

(利用状況の照会)

第10条 被登録者は、登録台帳の利用状況に関して、市長に照会することができる。

2 市長は、前項の照会があったときは、速やかに回答するものとする。

(情報の提供)

第11条 市長は、被登録者に対して必要に応じて、随時審議会等の委員の選考、募集等についての情報を提供するものとする。

(委員の優先選出)

第12条 被登録者が審議会等の委員に応募したときは、市長は、これを優先的に当該審議会等の委員に選出するものとする。ただし、当該委員に応募した被登録者が既に他の審議会等の委員に選任または委員を委嘱されている場合、その他審議会の運営上やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

(その他)

第13条 女性人材バンクの運営及び管理に関し必要な事務は、総務部人権男女共同参画課において行う。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。